（高度管理医療機器等の購入等に関する記録）

第百七十三条　高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等を購入し、又は譲り受けたとき及び高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者、貸与業者若しくは修理業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一～三　（略）

四　購入、譲受け、販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供の年月日

五　購入者等若しくは貸与された者又は電気通信回線を通じて提供を受けた者の氏名及び住所

2　高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等を前項に掲げる者以外の者に販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一～三　（略）

四　販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供を受けた者の氏名及び住所

3　高度管理医療機器等の販売業者等は、前二項の書面を、記載の日から三年間（特定保守管理医療機器に係る書面にあつては、記載の日から十五年間）、保存しなければならない。ただし、貸与した特定保守管理医療機器について、貸与を受けた者から返却されてから三年を経過した場合にあつては、この限りではない。

4　高度管理医療機器等の販売業者等は、管理医療機器又は一般医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この条及び第百七十八条において同じ。）を取り扱う場合にあつては、管理医療機器又は一般医療機器の購入、譲受け、販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

（再生医療等製品の購入等に関する記録）

第百九十六条の十　再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一・二　（略）

三　購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日

四　購入者等の氏名

2　（略）

（処方箋医薬品の譲渡に関する帳簿）

第二百九条　法第四十九条第二項の規定により、同条第一項に規定する医薬品の販売又は授与に関して帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　購入者又は譲受人の氏名及び住所

（医薬品の直接の容器等の記載事項）

第二百十条　法第五十条第十五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　分割販売される医薬品にあつては、分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び所在地

（調剤専用医薬品に関する表示の特例）

第二百十六条　（略）

一　（略）

二　第二百十条第七号に掲げる事項

（削る）

2　（略）

（表略）

（高度管理医療機器等の譲受け及び譲渡に関する記録）

第百七十三条　高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等を譲り受けたとき及び高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者、貸与業者若しくは修理業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一～三　（略）

四　譲受け又は販売、授与若しくは貸与若しくは電気通信回線を通じた提供の年月日

五　譲渡人又は譲受人の氏名及び住所

2　高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等を前項に掲げる者以外の者に販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一～三　（略）

四　譲受人の氏名及び住所

3　高度管理医療機器等の販売業者等は、前二項の書面を、記載の日から三年間（特定保守管理医療機器に係る書面にあつては、記載の日から十五年間）、保存しなければならない。ただし、貸与した特定保守管理医療機器について、譲受人から返却されてから三年を経過した場合にあつては、この限りではない。

4　高度管理医療機器等の販売業者等は、管理医療機器又は一般医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この条及び第百七十八条において同じ。）を取り扱う場合にあつては、管理医療機器又は一般医療機器の譲受け及び譲渡に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

（再生医療等製品の譲受け及び譲渡に関する記録）

第百九十六条の十　再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品を譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一・二　（略）

三　譲受け又は販売若しくは授与の年月日

四　譲渡人又は譲受人の氏名

2　（略）

（処方箋医薬品の譲渡に関する帳簿）

第二百九条　法第四十九条第二項の規定により、同条第一項に規定する医薬品の販売又は授与に関して帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　譲受人の氏名及び住所

（医薬品の直接の容器等の記載事項）

第二百十条　法第五十条第十五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（新設）

（調剤専用医薬品に関する表示の特例）

第二百十六条　（略）

一　（略）

二　分割販売を行う者の氏名又は名称及び所在地

三　分割販売を行う薬局又は営業所の名称

（表略）

2　（略）